

地域活動等における新型コロナウイルス感染症拡大防止について

見出しの件については、令和3年5月10日付3ス地第29号で通知したところですが、この度、**緊急事態宣言が延長され、愛知県知事から不要不急の行動の自粛はじめ、感染拡大防止が要請されております。**

つきましては、**地域活動等を介した新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から**、各学区区政協力委員会委員長へ下記の事項を改めてご周知いただきますようお願いいたします。

記

- **地域活動の実施にあたっては、中止を含めてより一層慎重な検討をお願いします**
- **20時以降の地域活動等については、緊急事態宣言が解除されるまでの間は中止(延期)、または書面・オンラインによる方法に代えていただきますようお願いいたします**

1. 中止をお願いする地域活動等

愛知県知事の要請に基づき「不要不急な活動」や「20時以降の活動」は中止していただくとともに、以下の措置を講じることが難しいものや、感染防止策を講じた上でも感染リスクを避けることが困難と考えられるものは、中止を検討してください。

- ・人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・適切な感染防止策が講じられること
- ・地域活動等の前後における三密の生じる交流の自粛
- ・観客も含めた参加者の把握や人数の管理ができること
- ・密閉された空間はもちろんのこと屋外においても、大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を行わないこと

＜感染防止策を講じた上でも感染リスクを避けることが困難と考えられる活動例＞
盆踊り、運動会など

2. 地域活動等を実施する際の感染防止策

上記1に該当しないものを実施する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、以下のような徹底した感染防止策を行ってください。

- ・人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
- ・入退場時の制限や誘導
- ・待合場所等における密集の回避
- ・こまめな手洗いや手指消毒
- ・マスクの常時着用、飲食制限
- ・室内の換気
- ・発熱等の症状が見られる場合の参加自粛
- ・参加者の連絡先等の把握
- ・入場時等の検温の実施
- ・多数の参加者が触れた箇所の消毒
- ・接触確認アプリの活用
- ・「感染リスクが高まる5つの場面」では、感染防止対策の徹底